

令和元年6月25日

第24回村上市農業委員会会議録

第24回村上市農業委員会定例会を令和元年6月25日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	斎藤博
12番	佐藤健吉	13番	齋藤文夫
14番	板垣栄一	15番	稲葉浩之
16番	菅原隆雄	17番	大野章
18番	村山美恵子	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	19番	船山寛
----	-------	-----	-----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	佐藤俊一
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時27分 事務局長(小川良和君) 皆様、ごめんください。定刻前ですが、本日出席予定の委員の皆様がおそろいになっておりますので、ただいまから第24回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号1番、鈴木いせ子委員、議会出席のため、19番、船山寛委員、通院のためです。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第24回村上市農業委員会総会議事録署名委員、議席番号18番、村山委員、議席番号20番、本間委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、説明いたします。

議案1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市松岡\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、塩野町字宮野\_\_番\_\_、地目、台帳、原野、現況、山林、面積400平米外1筆、また塩野町字ミヤノ\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、山林、面積1,477平米、合計3筆で2,035平米となっております。申請の事由ですが、申請地は40年くらい前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2番、申請人、村上市新町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、板屋越字道添南\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、山林、面積46平米、申請の事由ですが、申請地は40年くらい前に杉等を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。2ページ、番号1番の案件ですが、地図の左側方向に\_\_\_\_\_の施設があり、その中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、3ページをごらんください。地図中央南北に国道7号が走っており、その左側、板屋越集落中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明いたしました報告について、ご質問等ありましたらお願いしま

す。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 番号1番の地目、台帳というのがありますが、これは非農地証明から出すという意味なんですか。どういういきさつで台帳の原野のものを非農地証明を出すのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（石山 章君） 局長。

○事務局長（小川良和君） 今ほど2番、阿部委員からのご質問についてお答えいたします。

塩野町字宮野、この2筆につきましては、台帳、登記簿が原野となっておりますが、こちらにつきましては開墾農地という形の処理になっております。登記簿上、原野とはなっておりますが、地目を変更する際、法務局のほうでは農業委員会の証明等を求める関係で、今回非農地証明の手続をさせていただいております。よろしいでしょうか。

○2番（阿部正一君） ただいまの説明、最初からすれば質問する必要はないんです。

○議長（石山 章君） ほかはいいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告については以上といたします。

それでは、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 4ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今回は使用貸借3件、売買5件の合計8件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市牛屋\_\_番地、\_\_、借人、村上市牛屋\_\_番地、\_\_、土地の表示、荒川縁新田字吉郎野\_\_番、現況地目、田、地積601平米、田がほかに7筆、畑が3筆、合計11筆、11筆の合計地積が20,990平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間無償。

続きまして、売買案件について説明します。番号4、譲渡人、村上市山辺里\_\_番地\_\_、\_\_、譲受人、村上市上野\_\_番地、\_\_、土地の表示、上野字屋敷三\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積348平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_円、10アールに換算して約\_\_円です。4番の譲受人、\_\_さんにつきましては、番号2で同じ\_\_さんから使用貸借を受け、50アール要件を満たしての売買ということでお願いいたします。

続きまして、5ページをごらんください。番号5、譲渡人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_、譲受人、村上市上野\_\_番地、\_\_、土地の表示、黒田字塚田\_\_番、現況地目、田、地積2,732平米、6ページまで番号5の土地の表示がありまして、田がほかに8筆、合計9筆の田です。合計地積が8,353平米で、契約の種別として所有権の移転（売買）、対価として\_\_円、10アール当たり

約\_\_\_\_\_円です。

続いて、番号6、譲渡人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市上野\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、黒田字保久田\_\_番、現況地目、畑、地積985平米、ページが6、7、8、9、10、11ページの上の段まで続いておりまして、畑がほかに29筆ございます。合計30筆、合計地積が7,329平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円です。

次に、番号7、譲渡人、村上市塩野町\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市上野\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、黒田字中原野\_\_番、現況地目、畑、地積991平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_\_\_\_円、10アール当たり約\_\_\_\_\_円。

次に、番号8、譲渡人、村上市大須戸\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市大須戸\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、大須戸字羽場\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積591平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_\_\_\_円、10アール当たり換算しますと\_\_\_\_\_円です。

次に、売買案件の場所の説明をいたします。番号4の場所です。朝日地区上野地内です。国道7号線から少し入ったところ、図面中央にあるのが申請地\_\_番\_\_です。近くには猿沢保育園、猿沢小学校があります。

次に、13ページをごらんください。番号5の場所です。朝日地区黒田地内です。県道高根村上線から高根川方面へ少し行ったところ、図面中央にあるのが図面左から申請地\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、右上に\_\_番\_\_、右下方面に\_\_番\_\_があります。

続いて、14ページ、同じく番号5の場所です。図面中央、高根川沿いの三角の田が申請地18番で、1筆挟んで向かって下のほうになりますが、申請地59番です。

次に、15ページをごらんください。番号6の場所です。番号5同様、朝日地区黒田地内です。全て読み上げませんが、図面中央、畑団地に21筆申請地がございます。

はぐっていただいて16ページ、同じく番号6の場所です。高根川沿いにあるのが申請地\_\_番\_\_、またカントリーエレベーター付近に3筆、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_があります。

次に、17ページ、同じく番号6の場所です。県道から山沿いに入ったところ、図面上部から申請地\_\_番\_\_、\_\_番\_\_、\_\_番\_\_があり、農道中野黒田線を挟んで申請地\_\_番\_\_と\_\_番\_\_があります。

次に、18ページをごらんください。番号7の場所です。同じく黒田地内、農道中野黒田線付近、図面中央にあるのが申請地2483番です。

19ページをごらんください。番号8の場所です。朝日地区大須戸地内で国道7号線から300メートルほど入ったところ、図面中央にあるのが申請地\_\_番\_\_です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した8件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満

たしていると考えます。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号につき、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。今6番の案件で用地を持っていない、しかも商事会社と称する会社の人が特定の相手、\_\_\_\_さんになりますか、その部分をかかなりの面積、これ売買で購入という案件なんです、事情をよく説明してもらえませんか。書面だけでは非常に理解しがたいところがあるので。

○議長（石山 章君） それでは、局長。

○事務局長（小川良和君） 3番、増田委員からのご質問についてお答えいたします。

こちらの\_\_\_\_さんにつきましては、先月定例会後、新規参入法人ということでヒアリングをさせていただいた法人になります。この法人につきましては、農地所有適格法人の4要件について全て要件を満たしており、ヒアリングの最終的な結論といたしましては、拒む理由がないということで、一応今後の3条申請について受け付けをするという判断をさせていただいた法人であります。こちらの法人については畑作、特に耕作放棄地の農地を中心にクリですとかギンナンですとか、そういう農産物を栽培するというふうな計画の中で、今回この農地を取得された格好になります。

\_\_\_\_さんの農地につきましては、朝日地区の皆さんはご存じの方も多いかと思いますが、以前\_\_\_\_という砂利採取の会社がありまして、その関係の延長、事業をやめられた会社でございますが、その事業をやっている際の負債等々も含めた形での清算の関係もありまして、今回\_\_\_\_さんのほうが自分たちが農業に参入するといった話と合致するような内容でありました関係で、農地の取得をするといった経緯で今回申請を上げさせていただきました。

説明は以上ですが。

○議長（石山 章君） それでよろしいでしょうか。

○3番（増田嘉美君） 事前にそういう話が何にもないまま、こうやって案件で出されても、わざわざこうやって質問の機会を設けないと、朝日地区の人はわかりませうでしょうが、私だって朝日地区でもないし、このたびは質問の中では質問したけども、質問をしなければこれはスルーで皆さん分かっているんだろうが、一言たたき台として言わせてもらいました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、20ページをごらんください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1番、申請人、村上市大毎\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、大毎字堰ノ上\_\_番\_\_、地目、田、地積627平米、転用の目的は農機具格納庫です。農地区分につきましては、農振農用地にある農地。備考といたしまして、現在使用している農機具格納庫が高速道路用地になることから、申請地に農機具格納庫を建築するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は農振農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地で、農機具格納庫を設置するものです。転用の計画といたしまして、農機具格納庫1棟、建築面積は198.3平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。21ページをごらんください。地図左側に国道7号、また右上に広域農道が走っており、地図中央の大毎集落の右側に太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。農地法第4条に係る規定の許可申請についての現地調査をしたので、ご報告いたします。

6月14日午後1時から山北支所に集合して調査をいたしました。当日、うちのほうの委員3名が私用のため欠席でしたので、本庁の大西次長さん、そして支所の村山係長、菅原委員と私4名で行わせてもらいました。そして、説明を受けた後、現地に向かい、現地を確認しました。現地では\_\_さんも立ち会って、\_\_さんからも説明を受けました。備考に書いてあるとおりであり、農機具格納庫が高速道路用地にかかることから、代替地として格納庫建設地が必要となったが、ほかに適当な土地がないための申請でした。付近の農地及び農作物に影響を及ぼすことがないことから、許可相当と判断しましたので、皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお伺いしたいんですが、備考のなお書きの後はどういう意味なんですか。申請地は農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地であると、この意味がちょっとわかりません。今4条で格納庫をするということで、農振農用地区域の農

地をかえるわけですので、この意味がちょっと私はわからないんですけども、教えていただけますか。

○事務局長（小川良和君） 今ほどの2番、阿部委員からのご質問についてお答えいたします。

農振農用地内にある農地につきましては、原則転用ができないといった流れになっております。

ただ、農用地利用計画において農業用施設用地という形で用途変更を行った場合は、その限りではないということになっておりますので、今回のなお書きの下の農業用施設用地ということで用途区分がそのように変更されて指定されているといったことの意味で記載させていただいております。

○2番（阿部正一君） 既にされているということですね。

○事務局長（小川良和君） はい。

○2番（阿部正一君） そうすれば、農振除外をしなくてもいいのではないですか。

○議長（石山 章君） 除外でなくて用途の変更のことです。

○事務局長（小川良和君） 用途がされているということで、だから許可できますよということですよ。

○2番（阿部正一君） 指定された農地であるということでしょう。

○事務局長（小川良和君） はい。

○2番（阿部正一君） そうすると、指定されていれば今は用途の変更だけでいいのではないのですか。

○事務局長（小川良和君） 今回の案件については転用ということで指定はされていますが、今農業用施設用地ではありますけども、農地として耕作されているところに転用で物を建てる、農地以外の形で使うといったことの手続になりますので、これは変更するとかというよりは転用に対する許可をするかしないかということになりますので、この申請がどうしても必要になります。

○2番（阿部正一君） 申請は必要でしょうけども、既に農業用施設用地に指定された農地、今これが変更するわけだから、そういう意味ですか、これからするのではないですか。

○事務局長（小川良和君） いや、されているので、だから農振農用地の許可できますよということで備考を、要は許可要件も書かせていただいているので。要は通常の農振農用地区域だと、まず何もされていないければ一切転用は認められない。一時転用以外は永久転用については認められないといった形になっております。

今回については、農業用施設用地ということで今指定されておりますので、その指定された農地においては、転用の農業用施設を建設することについては許可できるといった内容になっておりますので、その項目をここに改めて記載させていただいているところです。要は農振農用地であればできないんじゃないかということのご質問が出る前というか、でも指定されている農地であれば転用は可能だよといった意味でこの文言を書かせていただいております。これまでもこういった内容については、このような表現で説明させていただいております。

○議長（石山 章君） そういうようなことだそうですね。

阿部さん、よろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

農振農用地内の農地ではあるけれど、農業用施設として建物は建てることのできる土地ですよという、そういう意味ですね。

○事務局長（小川良和君） はい、そうです。

○2番（阿部正一君） そうというのが既に制定されているということですね。

○事務局長（小川良和君） はい。

○2番（阿部正一君） これはこの辺全部。

○事務局長（小川良和君） いやいや、部分的に農地ごとに農業用施設用地については一角ではなくて、その農地ごとの指定になります。

○2番（阿部正一君） それは、農振除外のときに出るということ。

○事務局長（小川良和君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長次長（大西恵子君） それでは、22ページをごらんください。

議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。番号1番、当初計画者、村上市下大蔵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下大蔵字大蔵\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積164平米、移転内容は事業面積及び工期の変更です。変更の目的、内容についてですが、申請地については平成31年4月25日、村農委第1007号により農地法第5条の許可を得ましたが、このたび隣接の農地の所有者からも同意を得たことから、3筆を一体として使用し、利用効率を図るものです。変更前面積164平米、変更後面積227.39平米。変更前工期、令和元年5月1日から6月30日、変更後工期、令和元年5月1日から8月31日。従業員駐車場として9台分です。

次に、場所の説明をいたします。隣の23ページをごらんください。地図南西方向に国道7号が走っており、その右側、下大蔵地内、小さく太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。



説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更承認申請に伴う現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

16番、菅原委員。

○16番（菅原隆雄君） 16番、菅原です。山北地区では6月14日金曜日に事業計画変更承認申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時に山北支所会議室において、農業委員2名、事務局からは大西次長と山北支所の村山係長が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、下大蔵地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。申請内容は、今年の4月に従業員駐車場として転用の許可を受けたものですが、このたび隣地の農地の所有者から同意を得たことから、一体として有効利用を図るものです。山北地区としては、今回の申請が事業面積及び工期の変更を行うもので、建物を建設するものではなく、周囲の農地への影響を及ぼすおそれもないと判断し、許可するものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 特段ご意見がないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、24ページをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、村上市肴町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市羽黒町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、南町\_\_丁目\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積387平米、転用の目的、宅地分譲敷地、契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円。農地区分につきましては第3種農地。備考といたしまして、申請者は申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用を申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種中高層住居専用地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。転用の計画として、宅地分譲敷地2区画分です。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市桃川\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市八日市\_\_番  
\_\_号、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、松喜和字砂山\_\_番\_\_、地目、台帳、  
現況とも畑、地積198平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約につきましては売買による所有権の移  
転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分  
については第2種農地。備考といたしまして、申請人は現在八日市地内のアパートで生活をしていま  
すが、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため、転用申請をする  
ものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を  
集落に接続して設置するものです。転用の計画は、木造2階建て1棟、建築面積63.76平米です。

続きまして、番号3番、譲渡人、村上市勝木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下大蔵  
\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下大蔵字大蔵\_\_番地\_\_、地目、  
台帳、畑、現況、雑種地、地積57平米外1筆、計2筆63平米です。転用の目的は、従業員用駐車場、  
契約につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしま  
すと\_\_\_\_円となります。農地区分については第2種農地です。備考といたしまして、申請者は  
市内で産業廃棄物及び一般家庭ごみ収集業を営んでいますが、業務の拡張及び従業員の増加により駐  
車場が不足してきたため、当該地に駐車場を設置したく転用申請するものです。なお、申請地は農業  
公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請地に係る土地の周辺の地域におい  
て居住する者の業務上必要な施設を集落に設置するものです。転用の計画については、従業員用駐車  
場9台分、全体面積は227.39平米です。

続きまして、番号4番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市佐々木\_\_番地\_\_、  
\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、鳥屋字小俣\_\_番\_\_、地目、台帳、  
現況とも田、地積3,652平米外2筆、計3筆で8,644平米、転用の目的は砂利採取です。契約につき  
ましては、賃貸借権の設定、10アール当たりの対価は\_\_\_\_円。農地区分は、農振農用地にある農  
地です。備考といたしまして、このたびの転用は一時転用で、利用期間は許可日から令和3年1月  
15日までです。全体面積として19,973平米で関係者は3人です。

最後に、番号5番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、持ち分2分の1、\_\_\_\_、持ち分2分の1、  
\_\_\_\_、借人、村上市佐々木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土  
地の表示、鳥屋字小俣\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積4,981平米外2筆、計3筆11,329平米、  
転用の目的は砂利採取です。契約につきましては、賃貸借権の設定、10アール当たりの対価は\_\_\_\_  
\_\_\_\_円。農地区分は、農振農用地にある農地です。転用の計画は番号4と同じになります。

続きまして、場所の説明をいたします。27ページ、番号1番につきましては、地図左上に村上高  
校、中央付近に村上警察署があり、村上南小学校のすぐ左側、小さく太く囲まれた場所が今回の申  
請場所です。

次に、番号2番につきましては、地図右側、南北に国道345号が走っており、その左側に松喜和集

落があり、地図の中央付近、太く小さく囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番につきましては、先ほどの議案第3号 事業計画変更承認申請についてと同じになりますので、説明は省略いたします。

次に、番号4番及び5番につきましては、地図右上の鳥屋集落斜め前、太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に議案番号1番から報告をお願いいたします。

14番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。議案第4号、番号1について現地確認を行いましたので、ご報告申し上げます。

5月14日午前9時に、現地にて村上地区農業委員、推進委員全員、事務局より大西次長が出席し、まず初めに事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。

その後、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。申請地は村上警察署、村上南小学校に隣接する田んぼです。今回の申請は、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_さんより当該地を譲り受け、宅地分譲したいとして転用申請したものです。現地は住宅、公共施設に囲まれたぽつんと1カ所だけある農地で、付近には農地は見当たらず、下水道、雨水排水路も整備されており、農地の影響はないと思われることから、村上地区委員全員で許可相当と判断してまいりました。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。稲葉委員は議席番号15番でありましたので、訂正させていただきます。

それでは、議案番号2番について報告をお願いいたします。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。議案番号2番について現地報告をいたします。

6月7日午前8時30分、神林支所の男子休憩室において、農業委員、推進委員5名プラス現地で1名加わりましたけども、合計6名と大西次長を含めた7名で確認を行っております。休憩室で次長からの説明の後、現地へ移動しました。現地では、\_\_\_\_\_さんと地主の\_\_\_\_\_さんがおり、説明を受けました。現場は前も横も順次転用されてきた場所であり、今回の現場については、畝をつくっておいた後なども一部見られました。生活排水、また汚水は公共下水道へ流し込むということで、隣地との境には擁壁で隔離をするということでした。周りについて迷惑をかけるようなことはないというふうなことでしたので、その旨報告いたします。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、議案番号3番について、議席番号16番、菅原委員。

○16番（菅原隆雄君） 16番、菅原です。山北地区では、6月14日金曜日に農地法第5条申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

先ほどの事業計画変更承認申請と同じ日なので、前のほうは説明を省略させていただきます。申請地は、4月に5条許可を受けた下大蔵字大蔵\_\_番\_\_の隣接の農地にこのたび3筆を一体で従業員駐車場としての利用を計画したものです。山北地区としては、今回の申請が建物を建設するものではなく、周辺の農地への影響を及ぼすおそれもないと判断し、許可するものとの意見となりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、議案番号4番、5番について報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。それでは、荒川地区では6月10日月曜日ですが、農地法第5条申請、番号4番、5番の案件について現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に荒川支所1階予備室において、農業委員3名、最適化推進委員1名、事務局から大西次長が出席して、大西次長より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後、鳥屋地区の現場に移動し、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。荒川地区としては、出席者全員で許可すべきものとの意見になりました。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、30ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、賃借権の設定が3件、所有権移転の売買が1件、合計4件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市大津\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大津字石橋\_\_番、地目、畑、地積299平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり\_\_円、新規の設定となります。

番号3番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号4番、譲渡人、村上市中原\_\_番地\_\_、\_\_、譲受人、村上市中原\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、黒田字保久田\_\_番、地目、田、地積2,994平米外1筆、計2筆5,994平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_円、10アール当たりは約\_\_円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。32ページをごらんください。番号4番、朝日地区黒田地内、図面中央に県道高根村上線が走っています。朝日みどり小学校から黒田集落へ向かって県道の西側に太く囲ってあります2筆が今回の申請地です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

その他について議案として皆様方から。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時27分～午後2時40分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時37分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年6月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員